

生駒市出産・子育て応援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱(令和4年12月26日子発1226第1号別紙)別添2(出産・子育て応援給付金)及び生駒市伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱(令和5年1月13日施行)第7条の規定に基づき、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、予算の範囲内において、出産応援給付金及び子育て応援給付金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則(平成20年10月生駒市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 出産応援給付金

(2) 子育て応援給付金

(交付対象者)

第3条 給付金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、給付金に係る申請日時時点で本市に住所を有する者であって、かつ、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 出産応援給付金 妊娠の届出をした妊婦(産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。)

(2) 子育て応援給付金 出生した児童であって、本市に住所を有する者を養育する者

2 前項第2号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者には、子育て応援給付金は支給しない。

(1) 同一の児童に係る交付対象者が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して子育て応援給付金が交付された場合の他の交付対象者

(2) 児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

(3) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者

(4) 法人

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、出産応援給付金にあつては妊娠1回当たり50,000円、子育て応援給付金にあつては出生した児童1人当たり50,000円とする。

(出産応援給付金の交付申請)

第5条 出産応援給付金の交付を受けようとする者は、妊娠の届出をし、かつ、妊娠の届出時に本市による面談等を受けた後に、生駒市出産応援給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 住民票、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等本人確認のできる書類の写し(以下「本人確認書類」という。)

(2) 給付金振込先の金融機関口座がわかるもの(通帳の写し等)

2 前項の規定にかかわらず、窓口で書類を提示する等交付申請を行う者が交付対象者本人であること又は給付金振込先の金融機関口座が確認できる場合は、同項各号の書類の添付を省略することができる。

3 第1項の規定による申請は、妊娠中に行うものとする。ただし、災害その他交付対象者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により当該交付対象者が妊娠中に申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情が止んだ後3か月以内に交付の申請を行うことができる。

4 前項の規定にかかわらず、妊娠の届出をし、かつ、本市による面談等を受けた後に、給付金の交付申請前に流産し、又は死産した交付対象者も、交付の申請を行うことができる。

(子育て応援給付金の交付申請)

第6条 子育て応援給付金の支給を受けようとする者は、出生後に本市による面談等を受けた後に、生駒市子育て応援給付金交付申請書兼請求書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 本人確認書類

(2) 給付金振込先の金融機関口座がわかるもの(通帳の写し等)

- 2 前項の規定にかかわらず、窓口で書類を提示する等交付申請を行う者が交付対象者本人であること又は給付金振込先の金融機関口座が確認できる場合は、同項各号の書類の添付を省略することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、給付金の交付申請前に対象となる児童が死亡したときは、出生後の面談を受けずに交付の申請を行うことができる。
- 4 第1項の申請は、原則として、面談等の対象となる児童が生後4か月頃までの間に行うものとする。ただし、災害その他交付対象者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに交付の申請を行うことができなかつたときは、当該やむを得ない事情がやんだ後3か月以内に交付の申請を行うことができる。
- 5 子育て応援給付金は、児童が3歳に達する日以後は、交付の申請をすることができない。

(給付金の交付決定等)

第7条 市長は、前2条の規定による交付申請があつたときは、これを審査の上、給付金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の審査を行うに当たり、必要に応じて、産科医療機関等に妊娠の事実を確認し、又は対象児童の養育の事実を確認すること等により、交付の申請を行った者が第3条第1項各号に該当するかの確認を行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による交付決定を行ったときは、速やかに給付金を交付するものとする。この場合において、市長は、給付金を交付することにより、規則第6条第1項の規定による交付決定の通知及び規則第13条の規定による額の確定通知を行ったものとみなす。
- 4 規則第12条第1項の実績報告は、前2条の規定による交付申請により行ったものとみなす。

(給付金交付の取消)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手続きにより給付金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱に違反したとき。

(給付金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により給付金の交付を取り消した場合において、既に給付金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(DV等やむを得ない事情により本市に居住する者に関する給付金の特例)

第10条 第3条の規定に関わらず、DV等やむを得ない理由により本市に居住する者についても、出産応援給付金及び子育て応援給付金の対象とすることができる。

2 前項の場合において、当該者が給付金の申請を行うときは、第5条第1項又は第6条第1項に規定する申請書類に加え、当該やむを得ない理由及び本市に居住していることを確認できる書類を提出しなければならない。

(里帰り先で面談等を受けた者に関する給付金の特例)

第11条 交付対象者が里帰りしている場合において、当該交付対象者に対する妊娠の届出時の面談等又は出産後の面談等を里帰り先の市町村が実施した場合であっても、交付申請の時点において、交付対象者が本市に住所を有するときは、出産応援給付金及び子育て応援給付金は、本市が支給する。

2 前項の場合において、本市は、里帰り先の市町村と適切に連携を図り、面談等の実施状況などを確認することとする。

(施行の細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年1月13日から施行し、同月1日以降に妊娠の届出を行った妊婦及び出生した児童を養育する者に適用する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条第1項又は第6条第1項の規定による給付金の交付申請を行った者については、失効前の生駒市出産・子育て応援給付金交付要綱の規定は、なおその効力を有する。